

# いずみ会規則

施	行	平成 6 年 4 月 1 日
改	正	平成 9 年 5 月 24 日
改	正	平成 14 年 6 月 16 日
改	正	平成 15 年 5 月 31 日
改	正	平成 22 年 5 月 29 日
改	正	平成 25 年 5 月 25 日
改	正	平成 26 年 6 月 14 日

いずみ会規約第 27 条及び第 34 条の規定に基づき、この規則を制定する。

## 第 1 章 会 費 等

(入会金)

第 1 条 正会員は、本会入会時に、入会金として 5,000 円を納入するものとする。

(会 費)

第 2 条 正会員は、本会入会年度から、満 70 歳 に達する年度まで、年会費 1,000 円を納入するものとする。ただし、入会金を納入した場合は、本会入会后 7 年目までの会費を免除する。

(経費の支弁)

第 3 条 入会金、会費等の徴収に関して必要な経費等は、事務局から支弁するものとする。

## 第 2 章 事 務 局

(構 成)

第 4 条 事務局に、次の各部を置く。

- (1) 総務・企画部
- (2) 会 報 部
- (3) 会員情報部
- (4) 会 計 部
- (5) 人材バンク部
- (6) ホームページ部

## 第 3 章 補 則

(委 任)

第 5 条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則（平成25年5月25日改正）

1. 本規則は、平成26年4月1日より施行する。
2. 経過措置として66期及び67期が入会金を納入した場合は、平成34年度までの会費を免除する。
3. 65期以前の会員が入会金を納入した場合は本会入会后、10年目までの会費を免除する。

附 則（平成26年6月14日改正）

本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。